

## 国民年金の独自給付 付加年金・寡婦年金・死亡一時金

●問合先 ・日本年金機構 土浦年金事務所 ☎ 029-824-7121 (資格・納付・免除に関すること)  
☎ 029-824-7169 (お客様相談室)  
・市役所国保年金課 年金G 内線 105、106

国民年金には、「老齢基礎年金」や「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」以外にも、付加年金・寡婦年金・死亡一時金という第1号被保険者の独自給付があります。

第1号被保険者とは、日本国内に住所がある農業・自営業・学生などの方、勤めていても厚生年金保険や共済組合に加入できない方で、国民年金に加入している方のことです。

### ●付加年金

定額保険料に月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

#### ①加入（納付）できる方

第1号被保険者と任意加入被保険者

#### ②年金額

$$\boxed{\text{付加年金の年金額 (年額)}} = \boxed{200 \text{ 円}} \times \boxed{\text{付加保険料納付月数}}$$

- ・付加保険料の納付は、申し込んだ月分からになります。納付期限は翌月末日（休日・祝日の場合は翌営業日）で、期限を過ぎると当該月分から納付できず、再度申し出が必要になります。
- ・国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

### ●寡婦年金

#### ①受給要件

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が年金を受けずに亡くなった場合、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持された妻に対して、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

#### ②年金額

$$\boxed{\text{寡婦年金額}} = \boxed{\text{夫が受けられるはずだった老齢基礎年金額}} \times \boxed{4 \text{ 分の } 3}$$

▶亡くなった夫が「障害基礎年金」の受給権者、または「老齢基礎年金」を受けていた場合は支給されません。▶妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。

### ●死亡一時金

#### ①受給要件

第1号被保険者として保険料を3年（36月）以上納めた方が、「老齢基礎年金」・「障害基礎年金」を受けずに亡くなった場合、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給されます。

#### ②遺族の範囲

死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した方の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹であって、死亡した方と生計を同じにしていた方です。なお、死亡一時金を受け方の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順であり、先順位の人が受けられない場合は後順位の方に支給されます。

#### ③死亡一時金の額

保険料納付済期間	金額（円）
36月以上 180月未満	120,000
180月以上 240月未満	145,000
240月以上 300月未満	170,000
300月以上 360月未満	220,000
360月以上 420月未満	270,000
420月以上	320,000

▶付加保険料を3年（36月）以上納付していた場合は、8,500円が加算されます。▶遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合は、死亡一時金は支給されません。▶寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、選択によりどちらか一方が支給されます。

### 年 金 成 額 25 年 度 の 年 額

平成25年4月から9月までの年金額は、平成24年度と同額です。

- ◇「老齢基礎年金」（保険料を40年間納めた場合） 786,500円
- ◇「障害基礎年金」 ・1級 983,100円 ・2級 786,500円
- ◇「遺族基礎年金」 ・子のある妻が受ける場合（子が1人のとき） 1,012,800円  
・妻がなく子が受ける場合 786,500円

※「子」とは18歳に到達した年度末になるまで（1・2級の障がいの状態にある子は20歳になるまで）